

議案第1号

県立那覇A特別支援学校（仮称）学校設置基本方針について

以下の理由により、県立那覇A特別支援学校（仮称）学校設置基本方針(案)を別紙のとおり提出する。

平成28年10月20日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

県立那覇A特別支援学校（仮称）について、開校に向けた諸業務を円滑に進めるため、学校の基本的事項を定める学校設置基本方針を策定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

県立那覇A特別支援学校（仮称）学校設置基本方針（案）

平成 年 月
沖縄県教育委員会

1 目 的

~~知的障害児童生徒増加に伴う~~^{削る}那覇南部地区特別支援学校の過密化解消と那覇市在住児童生徒の市外特別支援学校への通学負担を軽減するため、那覇市古波蔵に新たな特別支援学校を設置する。

なお、学校開校は平成33年4月を目標としている。

2 概 要

(1) 学校の特徴

- (ア) 都市地区の特性を生かした教育環境の充実
- (イ) 複数障害に対応可能な教育部門の設置
- (ウ) 小学部・中学部・高等部の一貫した教育課程の編成
- (エ) 地域の小中高等学校との交流及び共同学習の充実
- (オ) 児童生徒間の交流、共同学習、特色ある教育活動等による魅力ある学校
- (カ) 特別支援教育のセンター的機能を発揮する学校
- (キ) 社会参加に向けた自立を促す生活指導が充実した学校

(2) 設置場所

那覇市古波蔵4-10-12、4-11-1（沖縄赤十字病院跡地及びその隣地の県有地）

(3) 開校時期（目標）

平成33年4月

(4) 設置教育部門

知的障害教育部門、肢体不自由教育部門及び病弱教育部門

(5) 設置部

小学部、中学部及び高等部

(6) 児童生徒数

200名～250名程度

(7) 施設・設備

- (ア) 特別支援学校の教育課程を実施するために必要な施設・設備を整備する。
- (イ) 校舎の基本構成として、第一階は管理棟及び肢体不自由教育・病弱教育部門のエリアとし、第二階以上を知的障害教育部門のエリアとする。
- (ウ) 特別教室等は各教育部門に必要な配置を考慮の上、可能な教室は共有する。

(8) スクールバス

必要なスクールバスを配置する。

(9) その他、教職員等

必要な教職員を配置する。

3 通学区域

(1) 知的障害教育部門

(ア) 島尻特支学区から転入

首里中、仲井真中、寄宮中、古蔵中、長嶺中とよみ小区域

※石嶺中、城北中区域は大平特支へ転出

(イ) 大平特支学区から転入

松城中、石田中、真和志中、神原中、那覇中、上山中区域

(ウ) 西崎特支学区から転入

鏡原中区域

(2) 肢体不自由教育・病弱教育部門

(ア) 鏡が丘特支学区から転入

仲井真中、寄宮中、古蔵中、神原中、上山中、鏡原中、小祿中、金城中区域

(イ) 島尻特支学区から転入

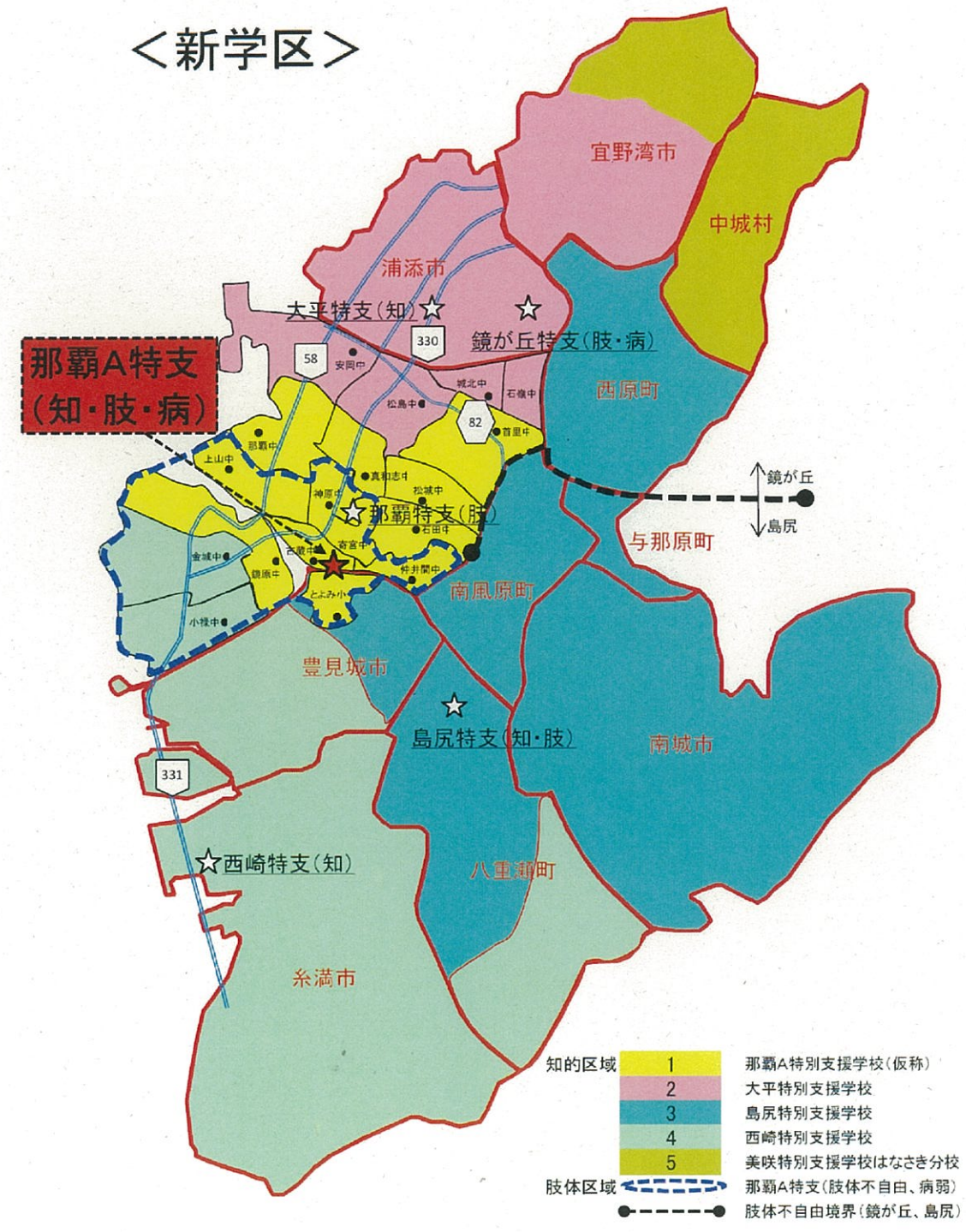
長嶺中とよみ小区域

※当該中学校区域に住所を有する児童生徒は全員一斉転学措置（学区特例者は要調整）

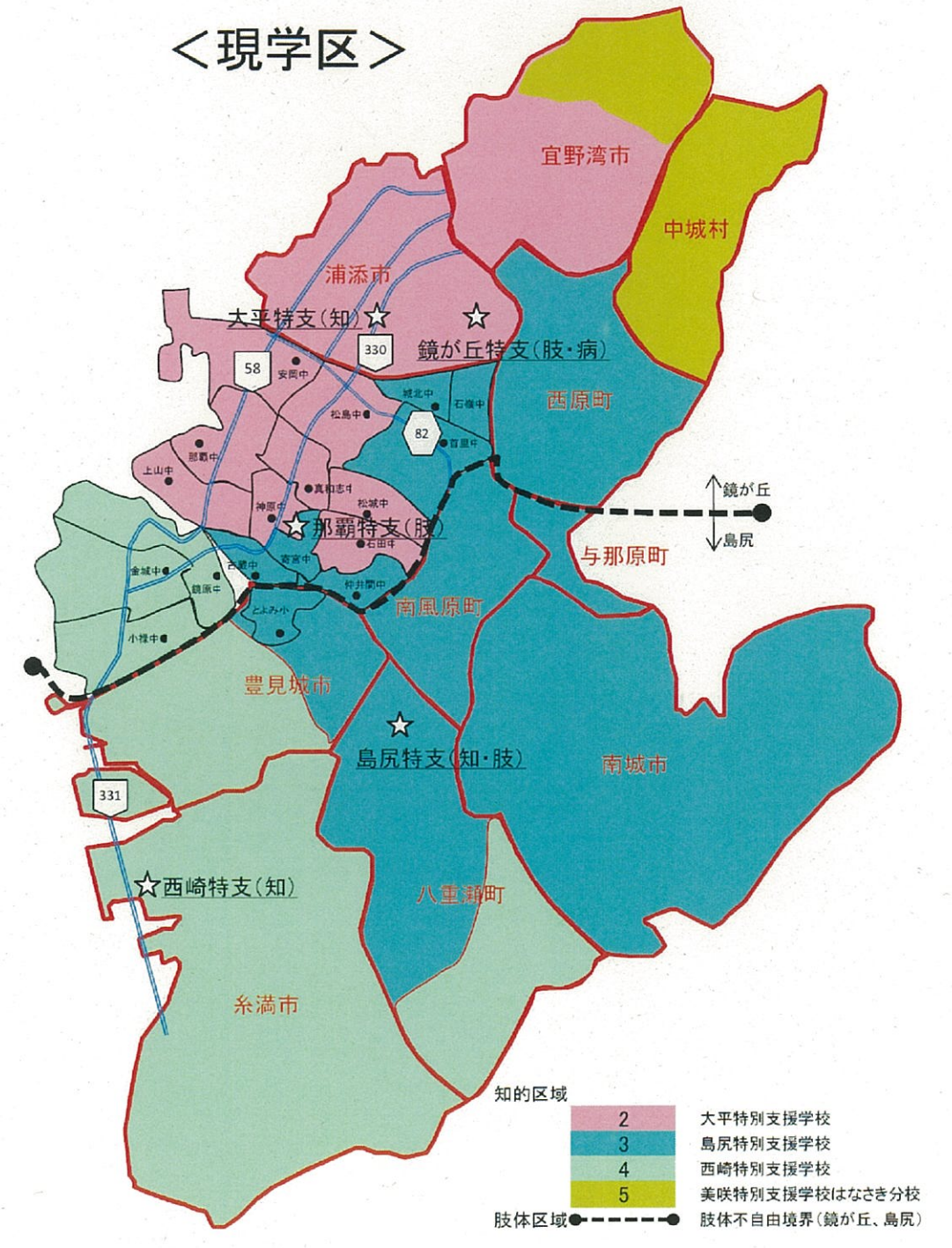


県立那覇A特別支援学校設置後の那覇南部地区通学区域(学区)想定図

<新学区>



<現学区>



議案の説明資料

部課名 教育庁総務課

1 件名

県立那覇A特別支援学校（仮称）学校設置基本方針について

2 基本方針を定める理由

県立那覇A特別支援学校（仮称）について、開校に向けた諸業務を円滑に進めるため、学校の基本的事項を定める学校設置基本方針を策定する必要がある。

3 方針策定の経緯

(1) 那覇市内への特別支援学校の設置

第5期県立特別支援学校編成整備計画（H24～H33）において、「方針1：学校規模の適正化を図る」の項目に「島尻特別支援学校の本校の在学者が、計画期間内に245人を超えることがないようにする。」等、各特別支援学校における学校規模の適正化を図ることとしている。

現在、那覇南部地区の特別支援学校においては、年々在学者が増加し、特に島尻特別支援学校においては、平成27年5月時点の在学者は297人と計画適正上限人数245人を大幅に超える状況となり、これまでに特別教室や職員室などの転用、平成27～28年度には9教室の増築に取り組み、在学者の増加に対応してきた。

また、平成27年9月には、「沖縄県特別支援学校PTA協議会」及び「那覇市内に就学する児童生徒の那覇市在住の保護者の会」の連名による島尻特別支援学校の過密化の解消及び那覇市から市外の特別支援学校への通学負担の軽減を求める那覇市内への特別支援学校の設置に関して、要請書及び署名が提出されている。

このため、平成27年10月に那覇市内への特別支援学校の設置を検討するため、県教育庁内にワーキングチームを設置し、平成28年2月に県知事から那覇市古波蔵の県有地に平成33年4月開校を目標に特別支援学校を新設することを発表した。

(2) 学校設置基本方針の策定

那覇市内への特別支援学校の設置については、学校仮称を「県立那覇A特別支援学校」として、学校設置の基本的事項を定める「県立那覇A特別支援学校（仮称）学校設置基本方針」の素案を6月に作成し、関係5校（大平、島尻、西崎、鏡が丘及び那覇特別支援学校）、那覇市及び豊見城市教育委員会、職員団体及び地元自治会へ説明を行い、県ホームページにおいてパブリックコメントを実施した。

その上で、素案については、保護者代表、学識経験者等から構成する「県立那覇A特別支援学校（仮称）学校設置基本方針検討委員会」における検討を踏まえ、学校設置基本方針（案）とした。